

平成26年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年3月25日

開会

- 日程第1 平成26年第2回瑞穂市教育委員会定例会及び平成26年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第5号 平成26年度瑞穂市教育の方針と重点について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第6 議案第7号 穂積中学校テニスコート用地埋立工事について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第9号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第9 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第12 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成26年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第 5 号

平成 26 年度瑞穂市教育の方針と重点について

平成 26 年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 26 年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について制定するもの。

議案第 6 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 3 号の規定によるもの。

議案第7号

穂積中学校テニスコート用地埋立工事について

穂積中学校テニスコート用地埋立工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

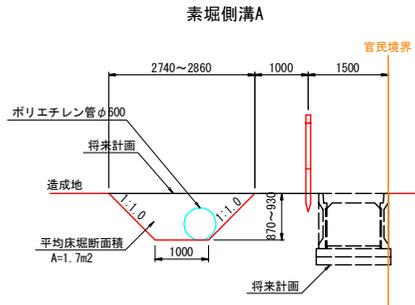
記

- 1 工 事 名 穂積中学校テニスコート用地埋立工事について
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 瑞穂市別府字堤外五ノ町1925番1
- 4 工事概要 敷地面積 6,361㎡
素掘側溝工 L = 337.6m
防護柵（ロープ）工 L = 367.3m
仮設工 N = 1式
家屋調査（事前） N = 1式
地下水位・水質調査 N = 1式
※発生土運搬及び敷き均しは別工事
- 5 予 算 額 25,074,000円

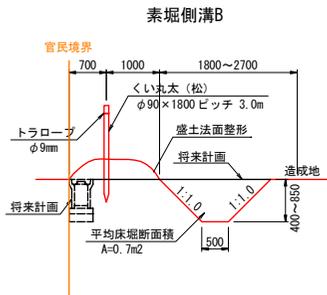
提案理由

平成24年度購入用地をテニスコート整備計画のため埋立造成を行うもの。

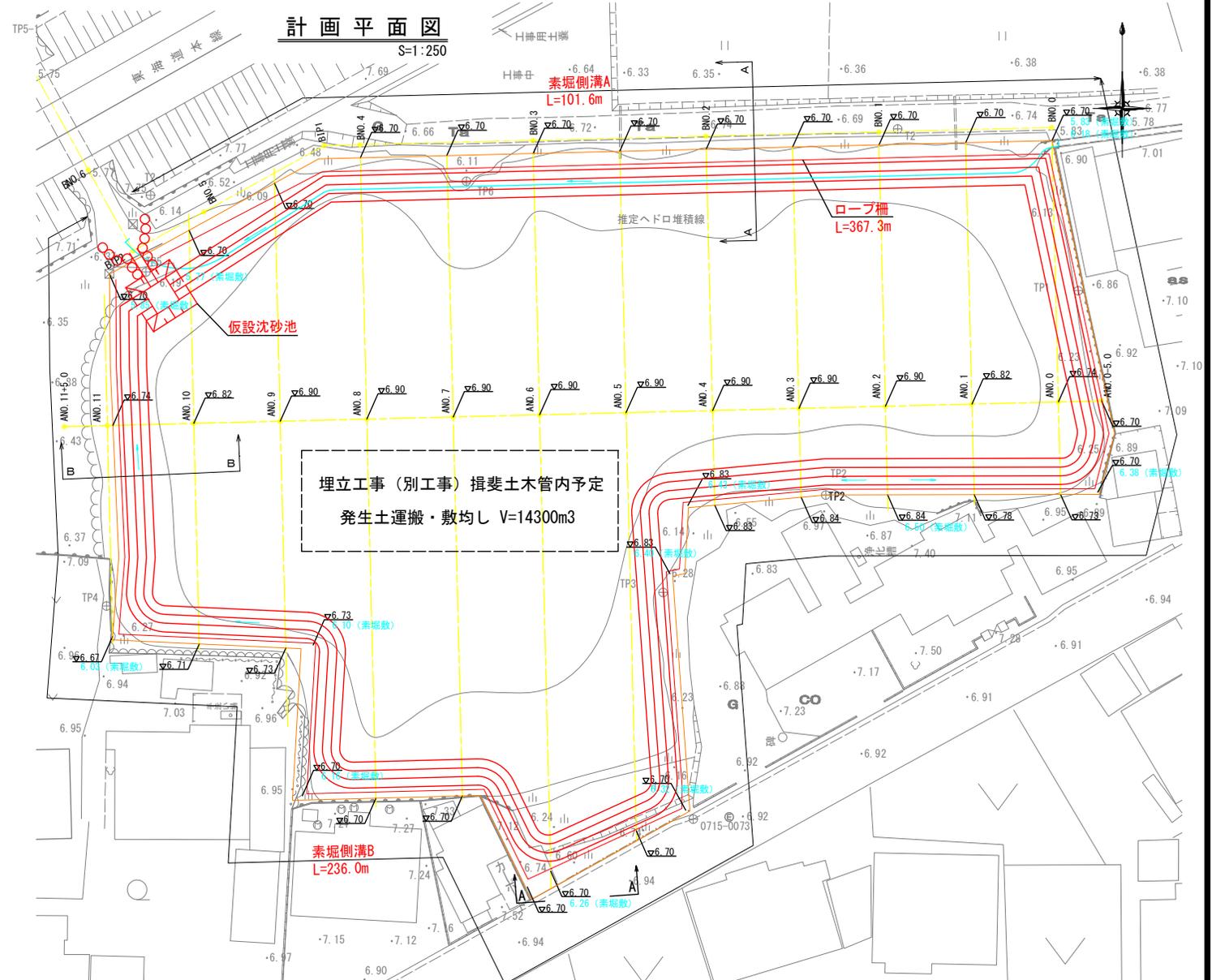
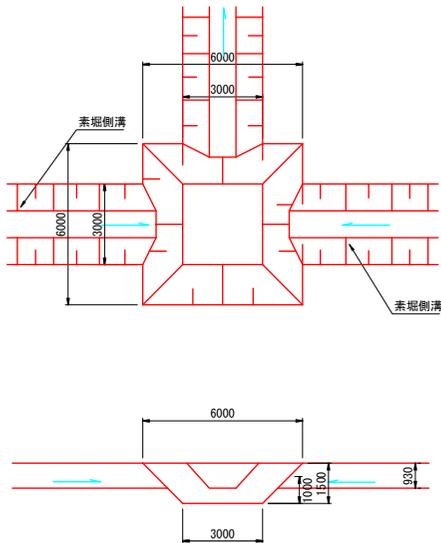
A - A
S=1:50



B - B
S=1:50



仮設沈砂池
S=1:100

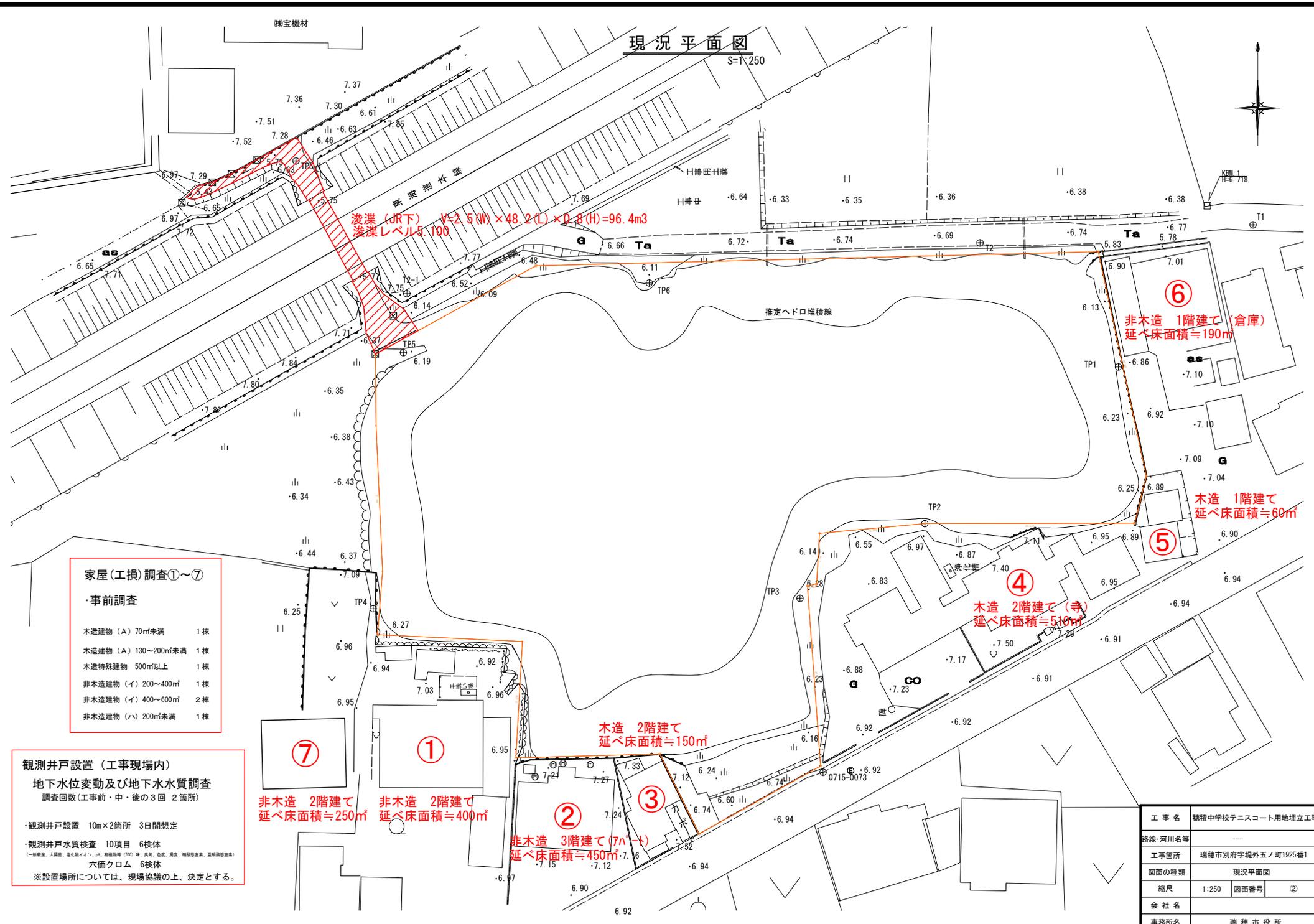


床掘土量	
素堀側溝A	1.7 × 101.6 = 172.72m ³
素堀側溝B	0.7 × 236.0 = 165.20m ³
沈砂池	1/2 × (6.0 × 6.0 + 3.0 × 3.0) × 1.5 = 33.75m ³
合計	172.72 + 165.20 + 33.75 = 371.67m ³

工事名	穂積中学校テニスコート用地埋立工事		
路線・河川名等	---		
工事箇所	瑞穂市別府字堤外五ノ町1925番1		
図面の種類	計画平面図		
縮尺	1:250	図面番号	①
会社名			
事務所名	瑞穂市役所		

現況平面図

S=1/250



浸漬 (JR下) $V=2.5(W) \times 48.2(L) \times 0.8(H)=96.4m^3$
 浸漬レベル 5.700

⑥ 非木造 1階建て (倉庫)
 延べ床面積≒190㎡

⑤ 木造 1階建て
 延べ床面積≒60㎡

④ 木造 2階建て (寺)
 延べ床面積≒510㎡

木造 2階建て
 延べ床面積≒150㎡

② 非木造 3階建て (アパート)
 延べ床面積≒450㎡

① 非木造 2階建て
 延べ床面積≒250㎡

③ 非木造 2階建て
 延べ床面積≒400㎡

家屋 (工損) 調査①~⑦

・事前調査

- 木造建物 (A) 70㎡未満 1棟
- 木造建物 (A) 130~200㎡未満 1棟
- 木造特殊建物 500㎡以上 1棟
- 非木造建物 (イ) 200~400㎡ 1棟
- 非木造建物 (イ) 400~600㎡ 2棟
- 非木造建物 (ハ) 200㎡未満 1棟

観測井戸設置 (工事現場内)

地下水変動及び地下水水質調査

調査回数 (工事前・中・後の3回 2箇所)

- ・観測井戸設置 10m×2箇所 3日間想定
- ・観測井戸水質検査 10項目 6検体
(一般調査、大規模、事故時・オゾン、H₂S、有機物等) (TDS) 塩、亜塩、色度、濁度、総酸価等、重金属類等)
- 六面クロム 6検体

※設置場所については、現場協議の上、決定とする。

工事名	穂積中学校テニスコート用地埋立工事		
路線・河川名等	---		
工事箇所	穂積市別府字堤外五ノ町1925番1		
図面の種類	現況平面図		
縮尺	1:250	図面番号	②
会社名			
事務所名	穂積市役所		

議案第 8 号

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市鷺田橋グラウンド及び瑞穂市犀川グラウンドを廃止するため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市体育施設条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号）
の一部を次のように改正する。

様式第2号中

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面)	14 呂久グラウンド全面
	2 体育館柔道場	15 呂久グラウンド半面(北・南)
	3 体育館剣道場(卓球場)	16 鷺田橋グラウンド
	4 体育館卓球場(個人 台)	17 犀川グラウンド
	5 穂積グラウンド全面	18 中ふれあい広場グラウンド
	6 穂積グラウンド半面(北・南)	19 西ふれあい広場グラウンド
	7 穂積第2グラウンド	20 中ふれあい広場テニスコート
	8 糸貫川運動公園	21 弓道場(団体・個人)
	9 糸貫川グラウンド全面	
	10 五六川グラウンド	
	11 生津スポーツ広場グラウンド	
	12 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)	
	13 巢南グラウンド	

を

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面)	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面)
	2 体育館柔道場	11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)
	3 体育館剣道場(卓球場)	12 巢南グラウンド
	4 体育館卓球場(個人 台)	13 呂久グラウンド半面
	5 穂積グラウンド半面(北・南)	14 中ふれあい広場グラウンド
	6 穂積第2グラウンド	15 中ふれあい広場テニスコート
	7 糸貫川運動公園	16 西ふれあい広場グラウンド
	8 糸貫川グラウンド全面	17 弓道場(団体・個人)
	9 五六川グラウンド	

に

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例施行規則新旧対照表

改正案					現行				
次のとおり承認する。					次のとおり承認する。				
体育施設利用許可申請書 瑞穂市教育委員会 様 年 月 日					体育施設利用許可申請書 瑞穂市教育委員会 様 年 月 日				
申請者 登録番号 団体名 郵便番号 住所 氏名 電話番号					申請者 登録番号 団体名 郵便番号 住所 氏名 電話番号				
次のとおり利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。					次のとおり利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。				
利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 呂久グラウンド半面 14 中ふれあい広場グラウンド 15 中ふれあい広場テニスコート 16 西ふれあい広場グラウンド 17 弓道場(団体・個人)			利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド全面 6 穂積グラウンド半面(北・南) 7 穂積第2グラウンド 8 糸貫川運動公園 9 糸貫川グラウンド全面 10 五六川グラウンド 11 生津スポーツ広場グラウンド 12 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)	13 巢南グラウンド 14 呂久グラウンド全面 15 呂久グラウンド半面(北・南) 16 鷺田橋グラウンド 17 犀川グラウンド 18 中ふれあい広場グラウンド 19 西ふれあい広場グラウンド 20 中ふれあい広場テニスコート 21 弓道場(団体・個人)		
利用人数	競技関係者	人	観覧者	人	利用人数	競技関係者	人	観覧者	人
利用目的					利用目的				
利用日時	年 月 日	時 分	～	時 分	利用日時	年 月 日	時 分	～	時 分
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料	円		※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料	円	
※減免の有無					※減免の有無				
※摘要					※摘要				
※印の欄は、記入しないこと。					※印の欄は、記入しないこと。				

議案第9号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

別紙のとおり平成26年度瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成26年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

保育所嘱託医・嘱託歯科医一覧表

保育所名	科名	氏名	任期
本田第1保育所	内科医	中島 俊彦	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	竹矢 良三	H26.4.1～H28.3.31
本田第2保育所	内科医	京極 章三	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	長野 弘典	H26.4.1～H28.3.31
別府保育所	内科医	京極 章三	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	広瀬 元士	H26.4.1～H28.3.31
穂積保育所	内科医	福田 信臣	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	江崎 肇	H26.4.1～H28.3.31
牛牧第1保育所	内科医	佐竹 真一	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	伊東 裕治	H26.4.1～H28.3.31
牛牧第2保育所	内科医	佐竹 真一	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	加藤 嗣泰	H26.4.1～H28.3.31
西保育・教育センター	内科医	若園 明裕	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	武内 尚博	H26.4.1～H28.3.31
中保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	加藤 邦茂	H26.4.1～H28.3.31
南保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H25.4.1～H27.3.31
	歯科医	辻 雅明	H26.4.1～H28.3.31

議案第10号

瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

別紙のとおり平成26年度瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	渡 辺 邦 夫	平成26年4月1日から平成27年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成26年4月1日から平成27年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	弥 永 友 美	平成26年4月1日から平成27年3月31日
生津小学校	内科医	木 村 敦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成26年4月1日から平成27年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	池 田 奈 美 江	平成26年4月1日から平成27年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	加 藤 邦 茂	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	平成26年4月1日から平成27年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成26年4月1日から平成27年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	芥 子 川 雅 也	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	平成26年4月1日から平成27年3月31日
穂積北中学校	内科医	三 輪 啓 志	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	宇 土 美 代 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	曾 賀 野 悟 史	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	平成26年4月1日から平成27年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成26年4月1日から平成27年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成25年4月1日から平成27年3月31日
	薬剤師	西 山 光 知 子	平成26年4月1日から平成27年3月31日

意見聴取

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求める。

平成26年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

補助限度額を、平成25年度の国の基準に改定するため市告示の改正を行うもの。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

（1）従来条件（兄又は姉が幼稚園児）に該当する場合

区分	補助限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 229,200	円 年額 268,000	円 年額 308,000
当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 199,200	年額 253,000	年額 308,000
当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下と	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000

なる世帯			
当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第2基準額」という。）以下となる世帯	年額 62,200	年額 185,000	年額 308,000
上記区分以外の世帯	—	—	年額 308,000

備考

1 この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除

(2) 地方税法附則第5条の4に規定する控除

2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）

4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(2) 新条件（兄又は姉が小学校1年生から3年生）に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児（第3子以降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 249,000	円 年額 308,000
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	円 年額 226,000	円 年額 308,000
当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	円 年額 163,000	円 年額 308,000
当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	円 年額 114,000	円 年額 308,000

備考

- 1 この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8に規定する控除
 - (2) 地方税法附則第5条の4に規定する控除
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×（保育料の支払い月数＋3） ÷ 15（100円未満を四捨五入）

- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以降」とする。
- 6 小学校1年生から3年生の兄又は姉に対しては、減免（補助）を適用しない。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

設置者名



保育料等減免措置階層区分	減免額		A	B	C
	円	円	補助限度額 (年額) 円	補助対象 人員 人	補助額 (A×B) 円
生活保護世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得 割非課税世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市町村民税所得割課税 額が第1基準額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市町村民税が所得割課 税額が第1基準額を超 え、第2基準額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
上記区分以外の世帯	第3子以降				
合計					

様式第7号を次のように改める。

年 月 日

瑞穂市長 様

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

住所

幼稚園名

設置者名



瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等減免措置階層区分	A 補助限度額 (年額) 円		B 補助対象人員 人	C 補助額 (A×B) 円	D 補助金交付決定額 円	E 不要額 (D-C) 円
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
市町村民税所得割課税 額が第1基準額以下と なる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
市町村民税が所得割課 税額が第1基準額を超 え、第2基準額以下と なる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
上記区分以外の世帯	第3子以降					
合計						

※不用額を生じた場合は、その理由書を添付すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

改正案				現行			
別表(第3条関係) (1) 従来条件(兄又は姉が幼稚園児)に該当する場合				別表(第3条関係) (1) 従来条件(兄又は姉が幼稚園児)に該当する場合			
区分	補助限度額			区分	補助限度額		
	1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)		1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 円 <u>229,200</u>	年額 円 <u>268,000</u>	年額 円 <u>308,000</u>	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 円 226,200	年額 円 266,000	年額 円 305,000
当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>199,200</u>	年額 <u>253,000</u>	年額 <u>308,000</u>	当該年度の納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 196,000	年額 251,000	年額 305,000
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課	年額 <u>115,200</u>	年額 <u>211,000</u>	年額 <u>308,000</u>	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課	年額 112,200	年額 209,000	年額 305,000

<p>税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100を乗じて得た額を加えた金額(以下「第1基準額」という。)以下となる世帯</p>			
<p>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)</p>	<p>年額 <u>62,200</u></p>	<p>年額 <u>185,000</u></p>	<p>年額 <u>308,000</u></p>

<p>税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100を乗じて得た額を加えた金額(以下「第1基準額」という。)以下となる世帯</p>			
<p>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)</p>	<p>年額 49,800</p>	<p>年額 178,000</p>	<p>年額 305,000</p>

以下となる世帯			
上記区分以外の世帯	—	—	年額 308,000

備考

- 1 この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 に規定する控除
 - (2) 地方税法附則第 5 条の 4 に規定する控除
 - 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
 - 3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 (\text{100 円未満を四捨五入})$$
 - 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- (2) 新条件(兄又は姉が小学校 1 年生から 3 年生)に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校 1 年生から 3 年生の兄又は姉を 1	小学校 1 年生から 3 年生の兄又は姉を 1

以下となる世帯			
---------	--	--	--

備考

- 1 この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 に規定する控除
 - (2) 地方税法附則第 5 条の 4 に規定する控除
 - 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
 - 3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 (\text{100 円未満を四捨五入})$$
 - 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- (2) 新条件(兄又は姉が小学校 1 年生から 3 年生)に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校 1 年生から 3 年生の兄又は姉を 1	小学校 1 年生から 3 年生の兄又は姉を 1

	人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 <u>249,000</u>	円 年額 <u>308,000</u>
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>226,000</u>	年額 <u>308,000</u>
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	年額 <u>163,000</u>	年額 <u>308,000</u>
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	年額 114,000	年額 <u>308,000</u>

備考

- この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - 地方税法第314条の7及び第314条の8に規定する控除

	人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 247,000	円 年額 305,000
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 224,000	年額 305,000
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	年額 161,000	年額 305,000
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	年額 114,000	年額 305,000

備考

- この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - 地方税法第314条の7及び第314条の8に規定する控除

(2) 地方税法附則第5条の4に規定する控除

2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

5 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以降」とする。

6 小学校1年生から3年生の兄又は姉に対しては、減免(補助)を適用しない。

様式第2号(第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

設置者名

印

(2) 地方税法附則第5条の4に規定する控除

2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

3 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

5 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以降」とする。

6 小学校1年生から3年生の兄又は姉に対しては、減免(補助)を適用しない。

様式第2号(第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

設置者名

印

保育料等 減免措置 階層区分	減免額 円		A 補助限 額 (年額) 円	B 補助 対象人 員 人	C 補助額 (A×B) 円
生活保護 世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税非課税 世帯及び 市町村民 税所得割 非課税世 帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税所得割 課税額が 第1基準 額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税所得割 課税額が 第1基準 額を超え、 第2基準 額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
上記区分以 外の世帯	第3子 以降				

保育料等 減免措置 階層区分	減免額 円		A 補助限 額 (年額) 円	B 補助 対象人 員 人	C 補助額 (A×B) 円
生活保護 世帯及び 市町村民 税非課税 世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税所得割 非課税世 帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税所得割 課税額が 第1基準 額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
市町村民 税所得割 課税額が 第1基準 額を超え、 第2基準 額以下と なる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子 以降				
合計					

合計					
----	--	--	--	--	--

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

住所

幼稚園名

設置者名

印

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、
関係書類を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等 減免措置 階層区分	A 補助限度額 (年額) 円		B 補 助対 象人 員 人	C 補助 額 (A× B) 円	D 補助 金交 付決 定額 円	E 不要 額 (D- C) 円
生活保護 世帯 _____ _____ _____	第1子					
	第2子					
	第3子 以降					
市町村民 税非課税 世帯及び 市町村民 税所得割	第1子					
	第2子					
	第3子					

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

住所

幼稚園名

設置者名

印

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、
関係書類を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等 減免措置 階層区分	A 補助限度額 (年額) 円		B 補 助対 象人 員 人	C 補助 額 (A× B) 円	D 補助 金交 付決 定額 円	E 不要 額 (D- C) 円
生活保護 世帯及び 市町村民 税非課税 世帯	第1子					
	第2子					
	第3子 以降					
市町村民 税所得割 非課税世 帯	第1子					
	第2子					
	第3子					

非課税世帯	以降					
市町村民割が第1基準額以下となる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
市町村民割が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
<u>上記区分以外の世帯</u>	<u>第3子以降</u>					
合計						

※不用額を生じた場合は、その理由書を添付すること。

	以降					
市町村民割が第1基準額以下となる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
市町村民割が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
合計						

※不用額を生じた場合は、その理由書を添付すること。

意見聴取

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162条）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

包括外部監査により、文化フェスタ補助金及び美術展覧会補助金を文化協会補助金への一本化の指摘があり、2事業の補助金を文化協会への補助金とするため。

瑞穂市告示第 号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 月 日

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）の一部を次のように改正する。

別表文化協会補助の項中「5,600,000円以内」を「7,000,000円以内」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業	補助対象経費	補助金の額
瑞穂市体育協会補助	市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	13,500,000 円以内	瑞穂市体育協会補助	市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	13,500,000 円以内
文化協会補助	文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業に要する経費	<u>7,000,000 円以内</u>	文化協会補助	文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業に要する経費	<u>5,600,000 円以内</u>
自分史作成補助	ふるさとに生きたあかしとして残す市民の自分史発刊の助成援助に係る経費	1 人につき 500,000 円以内	自分史作成補助	ふるさとに生きたあかしとして残す市民の自分史発刊の助成援助に係る経費	1 人につき 500,000 円以内

議案第 1 1 号

瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について、瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則（平成 1 6 年瑞穂市規則第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、下記の職員に対する懲戒処分することについて、教育委員会の議決を求める。

平成 2 5 年 3 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

記

- 1 氏 名 ※個人が特定される情報につき、非公開とします。
- 2 勤務場所 教育総務課
- 3 職 名 主査
- 4 職務の級号給 行政職 3 級 6 1 号給
- 5 懲戒処分 戒告処分

提案理由

瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則第 1 2 条の規定により、瑞穂市職員懲戒審査委員会委員長より、懲戒審査報告書により答申を受けたため。